

## 平成18年第4回海津市議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成18年12月22日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第92号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第93号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第94号 平成18年度海津市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第95号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第96号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第97号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第98号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第99号 海津市長期継続契約に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第101号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第102号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第106号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第15 認定第5号 平成17年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 平成17年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第9号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第10号 平成17年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第11号 平成17年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会

計決算の認定について

- 日程第22 認定第12号 平成17年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について  
日程第23 認定第13号 平成17年度海津市老人保健特別会計決算の認定について  
日程第24 認定第14号 平成17年度海津市介護保険特別会計決算の認定について  
日程第25 認定第15号 平成17年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について  
日程第26 認定第16号 平成17年度海津市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について  
日程第27 認定第17号 平成17年度海津市農業集落排水事業特別会計決算の認定について  
日程第28 認定第18号 平成17年度海津市簡易水道特別会計決算の認定について  
日程第29 認定第19号 平成17年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について  
日程第30 認定第20号 平成17年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について  
日程第31 請願第1号 教育基本法の「改正」に反対し、慎重な審議とゆきとどいた教育の実現を求める請願  
日程第32 発議第5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について

---

出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	助役	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長	津野基紀君
総務部次長兼			
総務課長	菱田正保君	企画部長	小澤一郎君
副収入役	谷芳和君	産業経済部長	小野清美君
建設部長	伊藤秋弘君	水道環境部長	高木謙次君
市民福祉部長	大倉富夫君	消防長	田中俊澄君
教育次長	菱田秀明君	総務部財政課長	福田政春君
監査委員		選挙管理委員会	
事務局長	高木栄君	事務局長	菱田義博君
農業委員会			
事務局長	加藤賢治君		

---

本会議に職務のため出席した者

		議会議務局次長	
議会議務局長	森賢一	兼議事係長	馬場司郎
議会議務局課長			
補佐兼庶務係長	近藤和子		

## 開議宣告

議長（西脇幸雄君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

決算書の訂正事項について、副収入役、監査委員事務局長より説明がございます。

はい、副収入役。

副収入役（谷 芳和君） 平成17年度一般会計決算書の訂正について御説明申し上げたいと思います。

この件につきましては、きのうの議会全員協議会の席上でも御説明申し上げまして、本日の本会議の席上において訂正をさせていただくということで御説明をさせていただきました。それに基づきましてこれから進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず正誤表の方でございますが、こちらの方の2ページをお願いしたいと存じます。そして、決算書の方では19ページ、20ページをお願いしたいと存じます。

19ページの中ほど、8目の教育使用料でございますが、訂正箇所は20ページになりますけれども、第2節の幼稚園使用料でございます。こちらの方の調定額でございますが、2ページの一番上に書いてある数字でございますけれども、お手元のもともとの数字は1,976万3,696円ということでございましたが、この調定額が1,826万4,223円というふうに訂正をさせていただきます。

それで、収入未済額につきましては、こちらの方の149万9,473円がゼロになってまいります。

それから、4節の社会教育施設使用料でございますが、調定額が259万9,991円というふうになっておりましたのを259万9,046円、収入済額と同じ調定額になります。収入未済額は945円というふうに上がっておりましたが、これがゼロというふうに訂正をさせていただきます。

この訂正をいたしますと、1ページの方に戻っていただきまして、20ページの一番下、第8目教育使用料の調定額というところでございますが、このトータルの数字が変わってまいります。そして、1ページの下から行くわけですが、18ページでございますけれども、これにつきましては、第12款の使用料及び手数料の調定額、これはちょうど中ほどに当たるわけでございますが、ここの合計数値が今の訂正分だけ変わってまいります。

同じく、1ページの5ページ、6ページ、それから3ページ、4ページにつきましては歳入の合計数値が上げてございましたので、その合計数値がトータル数値で上がってまいります。したがって、調定の合計額が常にその分だけ訂正をさせていただいておるといいますのでございます。

議長（西脇幸雄君） 谷副収入役、きのう訂正の説明をしていただきましたので、簡潔にひ

とつお願いしたいと思います。

副収入役（谷 芳和君） それから3ページでございますが、3ページにつきましては、資料の一番最後の方に附属資料がつけてございますが、平成17年度款別決算額比較表につきましても合計数値が変わってまいりますので、この数値の分をここで訂正を上げさせていただきます。

上程をさせていただいてから訂正をさせていただきまして、この件については大変申しわけないと思っております。今後、十分気をつけて提出させていただきたいと思っております。

なお、私きのう、決算特別委員会の方で説明をさせていただいたわけでございますが、19ページ、20ページの数値を報告させていただいたというふうで訂正をさせていただきますので、その点につきましても改めまして訂正して、おわび申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 監査委員事務局長 高木栄君。

監査委員事務局長（高木 栄君） それでは、平成17年度海津市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の訂正につきまして、昨日の全員協議会におきまして申し上げたとおりでございます。

収入未済額の幼稚園使用料 149万 9,473円、社会教育施設使用料 945円を削除することに伴いまして、ページで申し上げますと4ページ、10ページ、11ページ、15ページと別紙資料1になります平成17年度一般会計決算書につきまして訂正をさせていただくものでございます。お手元に配付させていただきました用紙にて差しかえをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 訂正報告を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） この正誤についてです。

このような、私たちから見たら何をやっておるんやという思いがしてならんわけですが、電算化された今の時代に機械的なことで間違ふということは、どんな事務をやっておられるんやということと、どの時点でこういった誤ということが発覚されたのか、その点をちょっと聞かせていただいただけませんか。

議長（西脇幸雄君） 副収入役 谷芳和君。

副収入役（谷 芳和君） ただいまの件でございますが、これにつきましては、当然、電算事務で行っておりますので、間違いがあるということは想定できない、普通はそうでございます。ただ、システム上、二つのシステムが中に働いておって、その一つのシステムと、もう一つのシステムとをマッチングさせればエラーで出て、何ら問題はなかったわけござい

ますが、このマッチングをさせなかった、いわゆる確認をしなかったためにこうなってしまったのでございます。入力段階でこういうことになったわけですが、それは事務的なミスでございます。したがって、今後は今までのような入力でいくと機械が作動しないように、早速改善をとったところでございます。

それから、どの段階でと。これは、上程後、発覚をしてきたわけでございますので、その段階でございます。よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 今後こういったことの絶対ないように、しっかりした事務を行っていただきたいと申し上げて、今回のことはやむを得ないという判断をさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（西脇幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、18番 藤田敏彦君、19番 渡辺光明君を指名します。

---

#### 議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第4号）から議案第106号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置についてまで

議長（西脇幸雄君） それでは日程第2、議案第91号から日程第14、議案第106号までの計13議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査を付託してありますので、ただいまから各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長 伊藤善朗君。

〔総務常任委員長 伊藤善朗君 登壇〕

総務常任委員長（伊藤善朗君） 平成18年12月21日、海津市議会議長 西脇幸雄様、総務常任委員会委員長 伊藤善朗。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順に報告いたします。

議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属す

る事項、可決すべきもの。議案第99号 平成18年度海津市長期継続契約に関する条例の制定について、可決すべきもの。議案第102号 平成18年度海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

委員会審査の経過報告及び概要を報告させていただきます。

議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項、なし。

議案第99号 平成18年度海津市長期継続契約に関する条例の制定について、契約の準備期間を要するとはとの質問がありまして、これについては、前もって委託業者と契約期間以前に契約するという手配のことで、具体的事例は、例えば4月1日から契約するものについてその以前に手配するもので、清掃とか、コピーとか、発注行為が4月1日以前からできるということですという説明がございました。

次に、議案第102号 平成18年度海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、公務災害の定義とはと質問され、招集時からと説明を受けました。訓練も入りますという説明がありました。

以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、文教福祉常任委員長 渡辺光明君。

〔文教福祉常任委員長 渡辺光明君 登壇〕

文教福祉常任委員長（渡辺光明君） 平成18年12月21日、海津市議会議長 西脇幸雄様、文教福祉常任委員会委員長 渡辺光明。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案、件名、結果の順に報告をさせていただきます。

議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第93号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第94号 平成18年度海津市老人保健特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第95号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第4号）、可決すべきもの。議案第96号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第97号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第98号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第106号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について、可決すべきもの。

また、付託8案件のうち2案について、委員会審査の経過報告、概要を報告させていただ

きます。

議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項についてでございます。

NPO「まごの手クラブ」に委託してあります障害者の方の安全保育について質問がございました。2階での保育について障害の方に支障はないかとの質問があり、安全については付き添い等により対応しており、また1階保健センターのフロア等も利用しているとの説明がありました。

働く女性の家の工事内容について質問があり、間仕切り、床張り、空調の取り付け、スロープ等で、面積は90平米ですとの説明がございました。

議案第93号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する質問がございました。

高額療養費共同事業負担金の算出の根拠について質問があり、過去3年間の推移を勘案し計算されていますとの説明がございました。

以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、産業建設常任委員長 福井恭平君。

〔産業建設常任委員長 福井恭平君 登壇〕

産業建設常任委員長（福井恭平君） 平成18年12月21日、海津市議会議長 西脇幸雄様、産業建設常任委員会委員長 福井恭平。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順で報告をいたします。

議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第92号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第100号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第101号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

それでは、委員会審査における審査内容の一端を御報告いたします。

議案第92号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第2号）についての審査の中で、水晶の湯の利用客が少しずつ減少しているとのことであるが、この問題に対してどのような対策をとっているかとの質問がございましたが、これに対して、レシート割引、老人割引、身障者割引、インターネットによるクーポン割引など、さまざまな手段を講じて入り込み客の増加に努力しているとの答弁がございました。

議案第 100号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例についての審査の中で、施設の利用時間が15時までとなっているが、なおらいなども考慮して時間の延長を考えたかどうかとの意見がございましたが、これに対して、喪主の方など利用者の皆さんの意見をお聞きしながら、利用時間の延長問題については今後検討してみたいとの答弁がございました。

議案第 101号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例についての審査の中で、公園の管理、利用状況の実態についての質問があり、平田公園のパターゴルフについては年間約 5,000人の利用者があり、経費は 850万円、管理については日々雇用、シルバーの方のお世話になっているとの答弁がございました。

以上で終わります。

議長（西脇幸雄君） 各常任委員長の報告が終わりました。

それでは、各常任委員長の報告に対する質疑を許可します。

初めに、総務常任委員会付託の案件より質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 山田勝君。

9番（山田 勝君） 今、委員長から報告ありましたが、皆さん当然承知で審査をされなかったのか、報告がなかったのかということも含めてですが、一般管理費で印刷製本費の増ということで、ここに来て 200万余の増というのはどのようなことをされるのか。製本されるのか、増刷されるのかということも含めて委員長にお尋ねしますが、お答えいただけたらお願いします。

議長（西脇幸雄君） 12番 総務常任委員長 伊藤善朗君。

総務常任委員長（伊藤善朗君） 総務委員会では、その件については説明ございませんでした。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） そうすると、これなんかの予算については、中身を何も審査されずに認められたというふうな判断をしてよろしいわけですね。私たちも何もわからないと。どのようなものをつくれるのかということもわからんということですが、そんなことでいいのでしょうか。

もう一つ、定例会提出議案の中で消防公務災害についてですが、これも説明があったかなかったかも含めてですが、もしわかっていたら教えていただきたいんですが、消防団員の公務災害の補償の内容が変更されるということですが、それについて、年間どのくらいの災害が発生しておるのか、件数を含めて。もし、その中で団員が多ければ事故も多くなるという

のがパーセンテージで考えられることですが、団員の削減等についても話は出たか出ないかということも含めて、もしお話が出ておいたらお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

議長（西脇幸雄君） 12番 総務常任委員長 伊藤善朗君。

総務常任委員長（伊藤善朗君） 市内での消防団、あるいは水防団の事故等については報告ございませんでした。ただ、団員の削減とか云々については、自治省の方では、合併した町村においてもできるだけ団員の増ということを行っています。しかしながら現状は、消防団員になる、あるいは水防団員になる人が少なく、そのあたりのところも検討課題としてございました。

以上でよろしいでしょうか。

9番（山田 勝君） 件数はわからんか、年間どのくらいあるか。

総務常任委員長（伊藤善朗君） それは、一件もなかったから聞きませんでした。以上です。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。

続きまして、文教福祉常任委員会付託の案件の質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないもの認めます。

続きまして、産業建設常任委員会付託の案件の質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 中身だけ質問させていただきたいと思いますが、今、報告の中にもお聞きすることができなかつたわけですが、先月、全協でしたか、使用料の中身について、いわゆる登録のしていない犬については処分料が非常に高いという意見が出ておりましたが、それらについても議員からそういった質問が出ておるということについて、当然委員会で質疑がなされたのではないかと思います、その中身については御報告がありませんでしたのでちょっとお尋ねするんですが、いかがでしょうか。

議長（西脇幸雄君） 7番 産業建設常任委員長 福井恭平君。

産業建設常任委員長（福井恭平君） 産業建設常任委員会の審査の場で、今、山田議員から御指摘の話がございました。その議論の中でいろいろあったわけですが、他市に比べて高いのではないかと、市内料金が市外と同等ということは高いのではないかと意見も出

ましたけれども、その話し合いの中で、登録すること、それから予防注射をすることについては飼い主の義務であるから、これをしっかり守っていただきたいという答弁がございましたし、委員の中からも、狂犬病という症例が最近出ていますので、まず登録する、予防注射をしっかりとすることを市民の皆さんに訴えていくという話し合いがなされました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 今、福井委員長から報告がありましたが、私も全く同じ考えでありますので、登録のしていないものは当然のことであるという判断をしておりますので、このような使用料で私は賛成もさせていただきたいと思えますし、委員会としても認められたということで、どうもありがとうございました。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

6番（永田武秀君） ちょっとだけ、先ほど委員長報告の中で「なおらい」という言葉が出てまいりましたが、僕の記憶では「なおらい」というのは神事という言葉かなあと思うんですけど、仏教でいけば「おとき」とかいろんなことになるんじゃないかと思うんですけど、一応議事録に残りますので、このあたり、言葉の使い方でございますけど、私はそれが正しいとも間違っておるとも言いませんけど、何かちょっとひっかかりを持ちましたので、あえて「なおらい」という言葉を使われた意味を御説明いただきたいと思えます。

議長（西脇幸雄君） 7番 産業建設常任委員長 福井恭平君。

産業建設常任委員長（福井恭平君） お答えをいたしますが、私もそのとき初めて耳にした言葉でして、地域地域によっていろいろな言葉が使われているようです。精進落としとか、それからほかの言葉が使われているようですので、これ特に宗教的な意味はございません。会議の場でそのような言葉が使われたので、そのとおりお答えしたということで、特に深い意味はございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

6番（永田武秀君） 私もそう深くこだわるつもりはないんですけど、一応議事録に残る限り、言葉はうまく使った方がいいと思えますので。多分一般的には、これ間違っておれば勘弁していただきたいんですけど、「なおらい」というのは、どちらかという神事に使われる言葉ではないかなあ。お葬式なんかの仏事は「おとき」という言葉がありますので、食事とか何かとか、そういう言葉に改めていただいた方がいいのかなあという思いがいたします。

これは意見だけでございますので、あとは委員長さんとか産建の皆さん方で御判断をいただければ結構だと思いますけど、何かちょっとひっかかりましたので、あえて意見だけ申し上げておきます。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

それでは、通告により、これから討論を行います。

議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第4号）及び議案第106号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について、一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、私は議案第106号の岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について、そして、その議案に基づく予算が含まれている議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療広域連合の内容がどういう結果をもたらすのか。何といたっても一番の問題は、新たにすべての高齢者一人ひとりから保険料を徴収することにあります。質疑の中で「医療費の伸びを抑制する」との言葉が出ました。後期高齢者の医療給付がふえれば後期高齢者の保険料の値上げにつながるという仕組みになっていることで、その仕組みが受診抑制につながることもなり、高齢者の健康に重大な影響をもたらすことが懸念されることです。また、そうした後期高齢者の保険料の額を決めるのは広域連合ですが、広域連合長や広域連合議会の議員を選出する方法は、住民が直接選挙で選べるわけではありません。住民が運営に参加できる仕組みが遠のくという問題もあります。さらに、今回の規約では、広域連合長は市町村の長から互選で選ばれることとなります。広域連合の議員も、それぞれの市町村の議会で自治体の長が選ばれる可能性が大です。また、広域連合長が市町村の長から選ぶ副連合長は2年の任期であるため、その後、広域連合の議員にそれぞれの議会で選ばれる可能性は高いと言えます。私は、執行部と議会には役割の違いがあると考えています。住民から直接選ばれずに、時には役割に違いがある副連合長になることや、時には議員になることに正当性があるのでしょうか。ほかにも後期高齢者医療制度についての問題点は、前回の第3回定例会でも指摘させていただいていますが、規約の条文一つとっても疑問が残る後期高齢者医療広域連合の設立にかかわる議案には納得ができません。よって、議案第106号と議案第91号に反対をいたし、討論といたします。ありがとうございました。

議長（西脇幸雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 山田武君。

1番(山田 武君) 議長のお許しをいただきましたので、賛成討論をさせていただきます。

議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算(第4号)、議案第106号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について賛成するものとして賛成の討論を行います。

近年、高齢化の急速な進行に伴い、安定的で持続可能な医療制度の構築と、現役世代と高齢者世代の負担の不公平感を解消するため、新たな後期高齢者医療制度が創設されることになりました。この医療制度の運営は各都道府県単位の広域連合が実施することとなり、県内すべての市町村の加入が高齢者医療の確保に関する法律により義務づけられたものであります。この事務を処理いたします広域連合の設置は、事務を広域化することにより、後期高齢者医療制度の運営上、財政の安定化と事務の効率化を図るものであり、将来にわたって持続可能な運営ができるものと考えます。よって、当予算及び広域連合の設置について賛成するものでございます。以上。

議長(西脇幸雄君) これで討論を終わります。

お諮りします。最初に、議案第91号 平成18年度海津市一般会計補正予算(第4号)について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長(西脇幸雄君) 起立多数で、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第106号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長(西脇幸雄君) 起立多数で、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。議案第92号から議案第102号までの計11議案について、討論を省略し、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西脇幸雄君) 異議なしと認めます。よって、一括採決します。

お諮りします。議案第92号から議案第102号までの計11議案につきましては、委員長報告のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西脇幸雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算(第2号)、議案第93号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第94号 平成18年度海津市老人保健特別会計補正予算(第1号)、議案第95号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第96号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)、議案第97号

平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第1号）、議案第98号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）、議案第99号 海津市長期継続契約に関する条例の制定について、議案第100号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について、議案第101号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第102号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、以上11議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

認定第5号 平成17年度海津市一般会計決算の認定についてから認定第20号 平成17年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで  
議長（西脇幸雄君） それでは、次に日程第15、認定第5号から日程第30、認定第20号までの16議案を一括議題といたします。

さきに決算特別委員会に審査を付託してありますので、ただいまから決算特別委員長から審査の結果の報告を求めます。

決算特別委員長 赤尾俊春君。

〔決算特別委員長 赤尾俊春君 登壇〕

決算特別委員長（赤尾俊春君） 平成18年12月21日、海津市議会議長 西脇幸雄様、決算特別委員会委員長 赤尾俊春。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順に読み上げます。

認定第5号 平成17年度海津市一般会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第6号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第7号 平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第8号 平成17年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第9号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第10号 平成17年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第11号 平成17年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第12号 平成17年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第13号 平成17年度海津市老人保健特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第14号 平成17年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第15号 平成17年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第16号 平成17年度海津市特定環

境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第17号 平成17年度海津市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第18号 平成17年度海津市簡易水道特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第19号 平成17年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第20号 平成17年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。

審査意見。

一般会計ほか各会計における収入未済額については、なお一層徴収に努められたい。

決算特別委員会審査の経過報告及び概要を報告します。

認定第5号 平成17年度海津市一般会計決算の認定についてですが、その中で保育園補助金の算定基準についての質問があり、年齢による保育単価掛ける人数に運用加算金、定数によって相違はありますがという説明がありました。

文化財に対する基準についての質問がありましたが、これについて、左義長等6カ所で、基準は要綱を定めておりますとの説明がありました。

認定第6号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定についての審査の中で、リピーターの取り組みについての質問がありました。そういったことは大事であるという説明がありました。

認定第9号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての審査の中で、元金の償還の時期についての質問がありました。平成19年からという説明がございました。

認定第12号 平成17年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての審査の中で不納欠損の状況について質問がありましたが、死亡、居所不明、生活困窮者、交付要求できなかったもの、死亡については相続人の関係もございませぬというような説明を受けました。

19日火曜日、20日水曜日の2日間の日程で実施しました決算特別委員会でしたが、慎重審査を賜り、質問等ございましたその一部を報告させていただきました。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長の報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。認定第5号から認定第20号までの16議案について、討論を省略し、一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第20号までの16議案につきましては、討論を省略し、一括して採決します。

お諮りします。認定第5号から認定第20号までの16議案につきましては、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号 平成17年度海津市一般会計決算の認定について、認定第6号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定について、認定第7号 平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定について、認定第8号 平成17年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定第9号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定第10号 平成17年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について、認定第11号 平成17年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定第12号 平成17年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第13号 平成17年度海津市老人保健特別会計決算の認定について、認定第14号 平成17年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定第15号 平成17年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について、認定第16号 平成17年度海津市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について、認定第17号 平成17年度海津市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、認定第18号 平成17年度海津市簡易水道特別会計決算の認定について、認定第19号 平成17年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定第20号 平成17年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、以上の16議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

請願第1号 教育基本法の「改正」に反対し、慎重な審議とゆきとどいた教育の実現を求める請願について

議長（西脇幸雄君） 続きまして日程第31、請願第1号 教育基本法の「改正」に反対し、慎重な審議とゆきとどいた教育の実現を求める請願について、さきに文教福祉常任委員会に審査を付託してありますので、文教福祉常任委員長から請願審査の結果の報告を求めます。

文教福祉常任委員長 渡辺光明君。

〔文教福祉常任委員長 渡辺光明君 登壇〕

文教福祉常任委員長（渡辺光明君） それでは、御報告を申し上げます。

平成18年12月21日、海津市議会議長 西脇幸雄様、文教福祉委員会委員長 渡辺光明。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第134条第1項の規定により報告します。

記、受理番号、 1、受理年月日、平成18年11月29日、件名、教育基本法の「改正」に反対し、慎重な審議とゆきとどいた教育の実現を求める請願、請願者住所、岐阜県岐阜市美江寺町2-1、請願者氏名、ゆきとどいた教育をすすめるための岐阜県実行委員会子育て・教育のつどい岐阜県実行委員会実行委員長 近藤真（岐阜大学）、紹介議員、堀田みつ子、委員会の意見、今回議会に提出された請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重審議の結果、不採択との結論に達した。

さらに、審査詳細について報告をさせていただきます。

会議規則第132条の規定により、議長において当文教福祉常任委員会に付託された旨を報告し、付託について諮ったところ、全員異議なしの議決を得て、直ちに審査に入りました。

本委員会傍聴のため、紹介議員の堀田みつ子議員が見えるので、会議規則第133条の規定により、紹介議員の説明を求めることについて委員に諮ったところ、全員異議なしの議決を得ました。

紹介議員、堀田みつ子議員に説明を求めたところ、説明後、現時点での請願については、国会において参議院教育基本法特別委員会で可決され、当時ですが、あす16日の参議院本会議で可決成立する見通しであるので、時宜を逸しているのではないかとの意見も出ました。再度、紹介議員、堀田みつ子議員に説明を求め、説明内容についても議論していただきました結果、討論を省略して採決したところ、全会一致をもって不採択すべきものとの決定をいただきました。よって、審査結果は賛成ゼロでした。

したがって、不採択とすべきものという審査結果にいたします。よろしく申し上げます。以上。

議長（西脇幸雄君） 常任委員長の報告が終わりました。

常任委員長の報告に対する質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

それでは、通告により、これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

2番 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、教育基本法の「改正」に反対し、慎重な審議とゆきとどいた教育の実現を求める請願に賛成の立場で、皆さんの心に届くことを願って討論を行いたいと思います。

最初に、改正教育基本法は国会で決まったのだから、今さらこの請願は意味がなく論外との意見に対し、一言述べさせていただきます。

教育基本法は、日本国憲法に準ずる大切な基本法です。それゆえに、採決するに当たっては、与野党の合意が大切になるのではないのでしょうか。憲法に準ずるといふ法の重みが忘れられ、置き去りにされて、野党との採決を行うという合意がないまま、12月15日に強行採決されています。それゆえに、この請願が重要なのだと考えます。この請願の意見書案には、改正教育基本法を国会の議論に差し戻してほしいとあります。今こそ、その願いを受けとめ、この請願の趣旨を生かした意見書を提出すべきではないかと思っております。

多くの問題を抱える改正教育基本法ですが、最大の問題は、これまでは憲法が掲げた理想を実現する、その理念をうたった教育の基本の理念法であったものが、改悪されて行政施策法に変質させられていることや、法が国家権力を縛るものではなく、国民の心を縛る法として改正教育基本法があり、180度方向転換していることが問題だと考えます。何よりも、いじめや学力の低下などを含めて、今の教育の現実を何とかしたいという皆さんの願いを逆手にとった形で改正教育基本法が強行されましたが、これで問題が解決するものではありません。

私は以前、議案が実際にどういう内容を持ち、どういう結果をもたらすかということ抜きにして、議案の提案者の意図からだけで問題を判断したことがあります。それを戒められたことがあります。その戒めを心に刻んで今回の請願の判断をしております。今、後々悔いを残さないために、この請願を採択されることを求めて討論といたします。ありがとうございました。

議長（西脇幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） これで討論を終わります。

お諮りします。請願第1号については、委員長報告のとおり、不採択とするべきものとすることに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（西脇幸雄君） 起立多数で、したがって原案は不採択と決定いたしました。

---

発議第5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について

議長（西脇幸雄君） 続きまして日程第32、発議第5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

提出者、19番 渡辺光明君。

19番（渡辺光明君） 発議第5号、平成18年12月22日、海津市議会議長 西脇幸雄様。提出者、海津市議会議員 渡辺光明、賛成者、海津市議会議員 山田武、賛成者、海津市議会議員

員 山田勝。

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書。

じん肺については、予防対策、健康管理の充実等、国においても各種対策が講じられてきたところであるが、トンネルじん肺問題はいまだに解決されていない状況にある。こうした中、全国11カ所の地方裁判所で審理が進められてきたトンネルじん肺訴訟の中、東京地裁、熊本地裁及び仙台地裁において、国の規制権限の不行使を違法とする司法判断が示された。トンネルじん肺は、そのほとんどが公共事業によって発生した職業病であることから、規制権限を有する国が責任を持って解決に向けて取り組むべき重要な問題である。よって、国におかれては、発注者及び施行者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺根絶の抜本的な対策に早急に取り組まれるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1. トンネル建設現場において、定期的な粉じん測定及び測定結果の評価を義務づけること。

2. トンネル建設現場において、坑内労働者が粉じんに暴露される時間を短縮、規制すること。

3. 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者への補償等、救済制度の充実を図ること。

平成18年12月22日、岐阜県海津市議会議長 西脇幸雄。

衆議院議長 河野洋平様、参議院議長 扇千景様、内閣総理大臣 安倍晋三様、厚生労働大臣 柳沢伯夫様、国土交通大臣 冬柴鉄三様。

以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 提案の理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

発議第5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書については、採択することに決定いたしました。

この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣に送付いたします。

---

#### 閉会の宣告

議長（西脇幸雄君） これをもちまして、本定例会の会議に付議されました事件はすべて議了しましたので、本日で閉会することに決定いたしました。

11日間にわたり慎重審議、ありがとうございました。

（午前10時20分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成18年12月22日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員